

審議事項

岡山県環境への負荷の低減に関する
条例施行規則の一部改正について
(諮問)

岡 山 県

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号。以下「条例」という。）では、有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（以下「有害物質取扱事業所」という。）を設置している者は、その敷地内において、基準を超える土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び応急措置の内容を知事に届け出なければならないとされている。

条例における土壌汚染に係る有害物質の溶出量基準及び含有量基準は、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）における土壌溶出量基準及び土壌含有量基準と同一としているが、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレン（以下「カドミウム等」という。）について、土対法の基準が令和2年4月2日付けで改正されたため、条例の基準をこれに合わせて改正する。

2 改正の内容

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則別表を次のとおり改正する。

(1) 土壌汚染に係る溶出量基準

- 別表第7の1の項中「カドミウム及びその化合物」の基準値を「0.01mg/L」から「0.003mg/L」に改める。
- 別表第7の10の項中「トリクロロエチレン」の基準値を「0.03mg/L」から「0.01mg/L」に改める。

	改正後	改正前
カドミウム及びその化合物	<u>0.003 mg/L</u>	0.01 mg/L
トリクロロエチレン	<u>0.01 mg/L</u>	0.03 mg/L

(2) 土壌汚染に係る含有量基準

別表第8の1の項中「カドミウム及びその化合物」の基準値を「150mg/kg」から「45mg/kg」に改める。

	改正後	改正前
カドミウム及びその化合物	<u>45 mg/kg</u>	150 mg/kg

3 施行について

土対法の基準の改正の施行日と同日の令和3年4月1日とする。

参考 1（土対法の基準の改正の概要）

- (1) 改正日 令和 2 年 4 月 2 日（施行日：令和 3 年 4 月 1 日）
(2) 主な改正の内容

	基準の名称		改正後	改正前
	カドミウム及びその化合物	汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	0.003 mg/L
		土壌含有量基準	45 mg/kg	150 mg/kg
トリクロロエチレン	汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	0.01 mg/L	0.03 mg/L

(3) 改正の経緯

平成25年10月に、環境大臣から中央環境審議会に対し、カドミウム等に係る土壌の汚染に係る環境基準等の見直しについて諮問がなされ、中央環境審議会土壌農薬部会で審議が進められた。

令和 2 年 1 月に同部会において、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第 4 次答申）」が取りまとめられ、令和 2 年 1 月 27 日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。

これを受け、カドミウム等の土対法に基づく基準等が改正されたものである。

参考 2（条例の基準等の説明）

(1) 有害物質

カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（28物質）

(2) 土壌汚染に係る溶出量基準及び含有量基準

条例第65条では、「有害物質取扱事業所を設置している者は、その敷地内において基準を超える土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び応急措置の内容を知事に届け出なければならない。」とされているが、この際の土壌汚染の有無を判断する際の基準である。

土壌汚染に係る溶出量基準	<ul style="list-style-type: none">・ 土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量に関する基準・ 有害物質を地下水経路で摂取するリスクの観点から設定
土壌汚染に係る含有量基準	<ul style="list-style-type: none">・ 土壌に含まれる有害物質の量に関する基準・ 有害物質を含む土壌を直接摂取するリスクの観点から設定

別表第7 (第41条関係)

土壤汚染に係る溶出量基準

有害物質の種類		基準値
1	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム
2	シアン化合物	検液中に検出されないこと。
3	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
5	六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.005ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	検液1リットルにつきひ素0.01ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検液中に検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム
12	ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
13	四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム
15	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
16	1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
20	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	検液1リットルにつき0.006ミリグラム
21	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム
22	N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
23	ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム
24	セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
27	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム

備考 この表に掲げる基準値は、平成15年環境省告示第18号(土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第 8 (第41条関係)

土壤汚染に係る含有量基準

有害物質の種類		基準値
1	カドミウム及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきカドミウム150ミリグラム
2	シアン化合物	土壌 1 キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム
3	鉛及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき鉛150ミリグラム
4	六価クロム化合物	土壌 1 キログラムにつき六価クロム250ミリグラム
5	ひ素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきひ素150ミリグラム
6	水銀及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき水銀15ミリグラム
7	セレン及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきセレン150ミリグラム
8	ほう素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきほう素4000ミリグラム
9	ふっ素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきふっ素4000ミリグラム

備考 この表に掲げる基準値は、平成15年環境省告示第19号(土壤含有量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則新旧対照表

新

別表第七（第四十一条関係）
 土壤汚染に係る溶出量基準

有害物質の種類	一	カドミウム及びその化合物	基準値
	二～九略		
	十	トリクロロエチレン	検液一リットルにつき 〇・〇一ミリグラム
	十一～二十七略		

備考略

別表第八（第四十一条関係）
 土壤汚染に係る含有量基準

旧

別表第七（第四十一条関係）
 土壤汚染に係る溶出量基準

有害物質の種類	一	カドミウム及びその化合物	基準値
	二～九略		
	十	トリクロロエチレン	検液一リットルにつき 〇・〇三ミリグラム
	十一～二十七略		

備考略

別表第八（第四十一条関係）
 土壤汚染に係る含有量基準

備考略	二く九	一	有害物質の種類
		カドミウム及びその化合物	
		土壌一キログラムにつき カドミウム四五ミリグラム	基準値

備考略	二く九	一	有害物質の種類
		カドミウム及びその化合物	
		土壌一キログラムにつき カドミウム一五〇ミリグラム	基準値